

## ■ 共創的研究奨励費（2024 年度／試行）募集要項

### 1. 目的

本制度は、本学の学術の振興を図り、社会に寄与する教育・研究活動の一層の拡充に資することを目的とし、新たな共創的な研究の創出を支援するために、①学際融合・文理融合の研究、②企業・大学・行政と連携した研究、③海外と連携した研究、④学内のベンチャー事業立ち上げ、のいずれかへの呼び水として、研究成果が期待される活動の立ち上げを支援するものです。

### 2. 募集内容

対象期間	2024 年 8 月 1 日～2025 年 3 月 31 日(1 年) ※2025 年度より 3 年間を対象とする制度とする
交付額	年額 300 万円を上限とする
申請資格	本学の専任教員を研究代表者とし、研究分野の異なる本学または学外の所属研究者で組織する共同研究。
申請方法	所定の様式による計画書を作成し、所属長の内諾を得て、コラボフロー「研究制度申請・変更届」にて提出。
受付期間	2024 年 4 月 15 日(月)～6 月 7 日(金)17:00【厳守】
審査方法	研究推進委員会の議を経て、学長が交付を決定します。 交付が決定した場合は大学教育研究評議会に報告されます。 ※2024 年度は、他の研究支援の予算枠決定後に、予算が確保できれば交付いたします。ご了承ください。
審査基準	つぎのポイントを中心に総合評価する。 ① 研究目的は具体的かつ明確に設定されていること。 ② 研究計画は十分に練られ、その進み方が堅実なものとなっていること。 ③ 研究の推進に十分貢献するような研究組織が構成されていること。 ④ 新たな共創的研究活動を活性化させ、研究成果の社会実装が促進できる計画であること。 ⑤ 追手門学院大学研究者総覧に登録された過去 5 年間の研究業績。
受給要件	継続して活動を行うことが出来る研究課題であること。

### 3. 申請上の注意

申請にあたっては「追手門学院大学共創的研究奨励費制度に関する規程」をよくお読みください。

### 4. 研究費の使途

申請書に記載した各費目の額にしたがって使用するものとする。研究の進捗状況等により研究費の使用内訳について各費目の額を変更しようとする場合には、所定の手続きを経て許可を得なければならない。ただし、軽微なものを除く。

### 5. 執行上の注意

研究費の執行マニュアルをよく読んだうえで、執行してください。

以上